



那智勝浦町

第10期高齢者福祉計画及び

第9期介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

概要版



令和6（2024）年3月

那智勝浦町

1

計画の概要



高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者福祉計画とは



介護保険サービスの提供のほか、生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

介護保険事業計画とは



介護サービスの見込量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は高齢者福祉計画に包含されていることから、両計画を一体として策定するものです。

■ 高齢者福祉計画

すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業に関する総合計画

■ 介護保険事業計画

要介護（要支援）高齢者、要介護（要支援）となるリスクの高い高齢者を対象とした介護（予防）サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画



計画の期間

本計画の計画期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

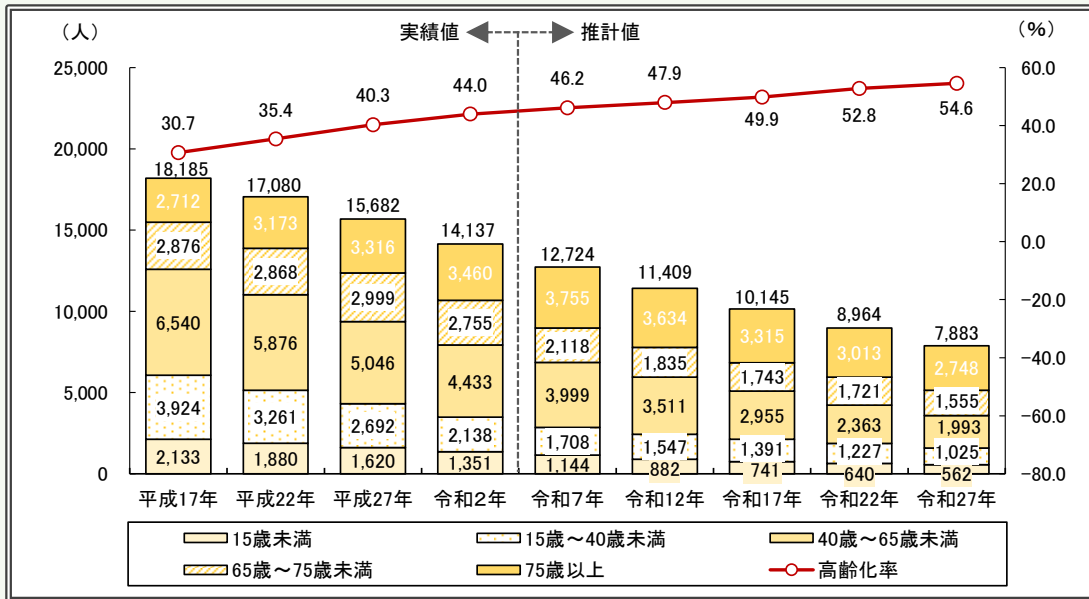
年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030		R22 2040
計画期間	第8期			第9期（本計画）			第10期					

2 高齢者を取り巻く現状

(1) 人口の推移と推計



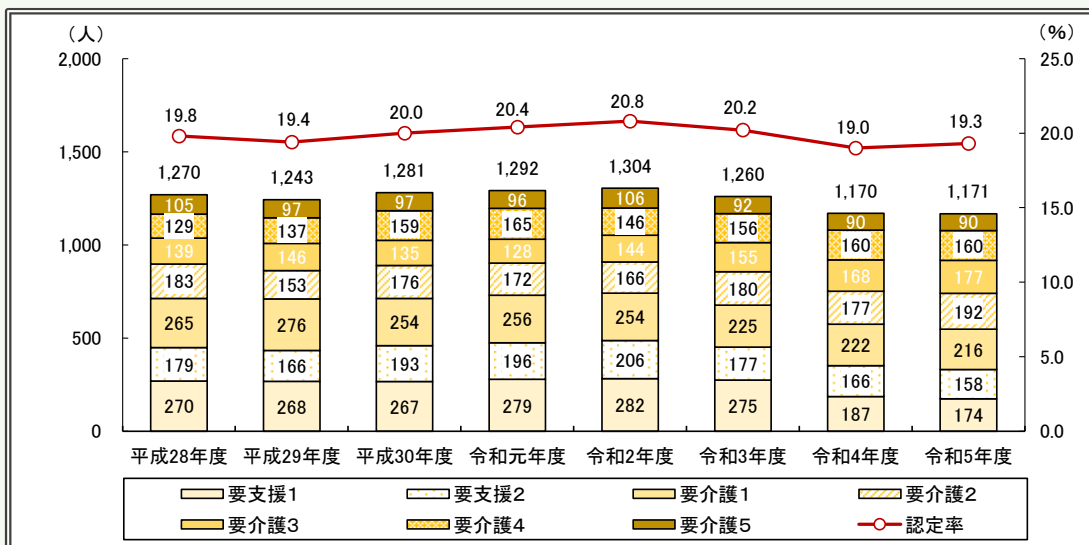
総人口は減少し、少子高齢化も進行しています。また、前期高齢者数は減少が見込まれますが、後期高齢者数は令和7年までは高止まりで、以後減少する見込みです。



(資料) 平成17(2005)年～令和2(2020)年まで：総務省「国勢調査」
令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

(2) 認定者数及び認定率の推移

認定者数、認定率ともに令和4年度に最も低くなっていますが、令和5年度には認定率が増加し、特に要介護2、3の人数が増加しています。



(資料) 厚生労働省「介護保険事業報告」月報(9月)(令和5年度のみ7月)

3

計画の基本理念

いつまでも自分らしく暮らせるしあわせ



その人が生きてきた歴史のなかで培われてきた自分らしい暮らしや、日常生活の中で当たり前に行える生活が、高齢期になると病気や認知機能の低下、単身化等、様々な理由から続けにくくなる。たとえどんな状況になったとしても、「自分らしく暮らせるしあわせ」を支えることができるまちを目指します。



4

計画の重点方針

基本理念を実現するため、3つの重点方針のもと取組を進めます。

1

自分らしい暮らしを“支える” 体制を整える



誰もが歳を重ねるなかで、当たり前に行っていたことができにくくなります。こうしたとき、自分らしい暮らしを支える基盤である「介護サービス」を整えるために必要な取組を進めます。

2

自分らしく暮らせる 豊かな地域を“育む”

「支える側」「支えられる側」で分断されず、誰もが活躍し続けられる地域。また、高齢者が自分らしい暮らしを続けられるよう暮らしの選択肢を増やし、こうした生活をいつまでも続けられる“豊かな地域”を目指します。



3

自分らしい暮らしを“守る” 仕組みをつくる

多様化・複雑化した問題や、今後起こり得る災害や感染症に対応できるよう、縦割りとなされている制度や機関を包括的な視点を持って繋げていく必要があります。そのための体制整備を進めます。



重点方針 ① 自分らしい暮らしを支える体制を整える

取り組むこと

(1) 持続可能な介護サービス基盤をつくる

- ①事業者との対話を続ける
- ②地域密着型サービスの計画的な整備

(2) 医療ニーズの高まりに対応する

- ①在宅医療・介護連携推進事業を強力に推進
- ②施設での看取りや療養への対応

(3) 基盤を支える介護人材を確保する

介護人材を確保する

- ・事業者との対話による協働体制の構築
- ・外国人人材など新たな人材の確保
- ・処遇改善や働き続けられる職場づくり

(4) 介護現場を支援する

介護現場の効率化や生産性向上を進める

- ・事業者との対話による推進体制の構築
- ・ICTの活用促進

それぞれの取組の
3年後のビジョンは…



(1) 本町の中長期的な状況を、町と介護事業者が共有できており、今後維持すべき、あるいは整備すべき介護サービス基盤は何かについて話し合うことができている。

(2) 医療関係者と介護関係者が、連携に当たっての課題を共有することができており、課題解決に向けた取組が行われている。町は、こうした取組のビジョンを設定し、両関係者とビジョンを共有することができている。



(3) 町と事業者が人材確保に向けた取組を協働して進めているとともに、今後の人材確保に向けた話し合いを続けることができている。また、町は、こうした取組を圏域市町村に働きかけ、広域で取り組む体制が整ってきている。

(4) 事業者が生産性向上や効率化に向けた取組を事業者全体で共有できる場があり、町と事業者あるいは事業者同士で、積極的な情報交換が行われている。



重点方針

2

自分らしく暮らせる豊かな地域を育む



取り組むこと

(1) 地域共生社会の実現に向けて取り組む

- ①地域包括ケアシステムの深化を図る
- ②地域共生社会の実現に向けた組織体制を構築する

(2) 健康寿命を伸ばす

- ①社会参加の推進（選択肢を増やす）
- ②介護予防の中核拠点を整備する
- ③リハビリテーションサービスの体制構築
- ④保健事業と介護予防を一体的に実施する

(3) 支え合いを日常生活に落とし込む

- ①生活支援コーディネーターの活動を強化する
- ②支え合いの意識を醸成する
- ③他機関との連携体制を強化する

(4) 認知症になっても当たり前の暮らしができるようにする

- ①地域で認知症の理解を深める
- ②認知症地域支援推進員の活動を強化する
- ③孤立させない仕組みをつくる

それぞれの取組の
3年後のビジョンは…



関係部署全体で地域共生社会の実現に向けたビジョンを共有することができており、特に相談支援機関（高齢部門では包括）では、どんな相談も受け止め、関係する機関とともに伴走できるよう、協働体制ができている。

通いの際は、参加者が継続して生き生きと活動できている。

町内には、運動を中心とした交流拠点（体育文化会館等）があり、そこに来れば運動や学び、仲間があり、高齢者だけではなく多世代が交わり、笑顔があふれている。そして、拠点における住民主体の活動は町全体に広がりを見せている。また、フレイル状態になったとき、リハビリ（総合事業の短期集中予防サービス（C型））ができる環境が整っている。



各地域において、地域住民が主体的に集まり（協議体）、身近な困りごと等の地域のことが継続して話し合われていて、こうした活動を生活支援コーディネーターが後方支援できている。

町は、協議体や生活支援コーディネーターとしっかりと対話ができている、三者が同じ方向に向かって進むことができている。

地域住民の誰もが認知症のことを正しく学べる機会がある。地域ではチームオレンジが立ち上がり、活動が行われている。

認知症地域支援推進員と町は、密に連携できており、こうした地域の活動だけではなく、専門職ともビジョンを共有できている。



重点方針 3 自分らしい暮らしを守る仕組みをつくる



取り組むこと

(1) 地域包括支援センターの機能を強化する

- ①地域包括支援センターの人員体制を強化する
- ②地域包括支援センターの業務を強化する

(2) 自立支援を目指す

- ①自立支援の考え方を広める
- ②介護給付費の適正化を図る

(3) 縦割りではなく包括的に取り組む

- ①組織を横断して取り組む仕組みをつくる
- ②移動手段の確保に向けた協議を進める

(4) 町独自の制度で補う

- ①市町村特別給付を実施する
- ②町単独事業を実施する

(5) 災害・感染症に備える

- ①緊急時における事業者間の協力体制を構築する
- ②要支援者の避難体制を整備する

それぞれの取組の
3年後のビジョンは…



複雑化・複合化した問題を抱える世帯への支援を多機関が連携して対応する仕組み(1)ができている。また、地域のケアマネジャーと信頼関係の構築のため、対話を続けることができている。

町は、センターの機能強化の必要性を認識し、十分な支援を行うことができている。

(2) 地域ケア個別会議や給付適正化の取組によって、専門職や地域住民の間で自立支援の考え方が根付いてきている。



(3) 高齢者を取り巻く課題について、町全体で包括的に取り組む仕組みがあり、組織横断的に話し合い、考え、解決に向けて取り組むことができている。

(4) 限られた財源の中、統計データだけではなく、現場の状況や関係者の意見を踏まえながら、必要な制度や事業を運営することができる。

(5) 事業者が感染症や災害に備えて、事業者同士の協力体制を作っており、町はこうした状況を把握し、必要な支援を行うことができている。



6

第9期計画期間中の介護保険料

第9期計画期間における第1号被保険者の所得段階については、国の標準段階である13段階を基本とします。

なお、低所得層の負担を軽減するため、国・県・町が公費を投入し、第1段階から第3段階に対して保険料の軽減措置を行っています。

■第9期の第1号被保険者の介護保険料基準額

保険料（基準額）	年額	67,200円
	月額	5,600円

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率

所得段階	保険料率	対象者	年間保険料
第1段階	基準額×0.285	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が町民税非課税 ・本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	19,100円
第2段階	基準額×0.485	本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超、120万円以下の人	32,500円
第3段階	基準額×0.685	本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	46,000円
第4段階	基準額×0.9	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	60,400円
第5段階	基準額×1.0	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	67,200円
第6段階	基準額×1.2	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	80,600円
第7段階	基準額×1.3	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	87,300円
第8段階	基準額×1.5	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	100,800円
第9段階	基準額×1.7	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	114,200円
第10段階	基準額×1.9	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	127,600円
第11段階	基準額×2.1	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	141,100円
第12段階	基準額×2.3	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	154,500円
第13段階	基準額×2.4	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	161,200円

編集・発行：那智勝浦町福祉課

発行年月：令和6年3月

住所：〒649-5392

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

TEL：0735-29-7039（直通）

FAX：0735-52-8635